

シリーズ 中学校武道

授業の充実に向けて 79

中学校武道授業の現状と課題、その対策 弓道

公益財団法人全日本弓道連盟 事業部会 桑田 秀子

中学校保健体育科における武道必修化も、早くも3年が過ぎようとしている。しかし遅々として弓道実施校は増えないのが現状である。

全日本弓道連盟(以下、本連盟)では本稿を作成するにあたり、加盟団体へアンケートを行い、実態の把握に努めた。中学校における弓道の実態を見つめ、課題、対策について改めて検証していきたい。

1 現状

(1) アンケート結果による弓道授業の採用、把握について

日本武道館が全国都道府県教育委員会に過去に行った調査では、弓道の実施校は平成23年度で24校、平成24年度で19校、平成25年度で15校となっている。今回、本連盟において加盟団体である各都道府県弓道連盟に照会調査を行ったところ、13都道府県において17

校の実施が確認できた。

また、加盟団体へ「全日本弓道連盟へ期待すること、その他意見」をアンケートに求めたところ、特に多く挙げられたのが以下の3点についてである。

- ① 教育行政への働きかけ
- ② 現場の指導者の養成
- ③ 施設・用具の不足、助成の必要性

また一部の加盟団体から指導要領への記載の在り方について言及があった。これらの声については後ほど、課題と対策の項で述べていく。

※現在弓道は全国の都道府県中学校

校体育連盟に加盟のない都道府県が多く、連絡の取れない地域も多い。今回のアンケートによる実施17校は加盟団体が把握している範囲での数字であることをご留意願いたい。

(2) 特色ある学校づくり・地域の特色としての実施

弓道の授業を採用しているのは、主に特色ある学校づくりの1環として実施している中学校が多い。また地域の特性や学校規模による実施が考えられる。

① 女子のみによる授業での採用

对人的接触がなく肉体的苦痛を伴わないことや、礼儀を重んじる武道であること、思春期の女子生徒の中には防具等の臭いを嫌う傾向にあることなどが採用理由に挙げられる。授業実施の結果、身に付けた射技で的中した時の喜びを体感できることが好評であった。

② 特別支援学校での採用

聴覚支援学校では補聴器などを使用するため、柔道や剣道などよりも身体、特に頭部への影響の少ない弓道を採用した事例がある。

③ 小規模校での採用

小規模校では保健体育科の授業を複数学年で一緒に行うため、男女差、体格、体力や弓道経験の有無に関係なく実施できる武道として弓道を採用した事例がある。

2 武道授業に対する全日本弓道連盟の取組

(1) 指導書「弓道授業指導の手引」作成

平成20年から5回にわたり、中学校武道授業(弓道)指導法研究会と日本武道館、日本武道協議会との共催で実施した。それを基に対策特別委員会を中心として指導書の作成に取り組み、平成23年11月に完成した。映像DVDも付いた初の「授業用」指導資料となっている。これは全国の実施校で活用されているほか、地域の弓道教室や部活動の初心者用教材としても好評である。

(2) 授業用弓道用具の助成
全日本弓道用具協会の協力を得

3 課題

(1) 危険というイメージ

「弓道は飛び道具なので危険」というイメージが先行していること



『弓道授業指導の手引』(平成23年)



実際の授業は体育館に設営を行って実施している
(写真は与謝野町宮津市中学校組合立橋立中学校における授業)

きの授業を実施するなどして対応している学校もあるが、学校全体の協力が必要になる。

(4) 用具等の不足
他の武道に比べ、弓道は多くの用具を使用する。購入する予算が

高額となるため、弓道が選択肢に入らず、既存の施設と用具を使用できる柔道や剣道を履修する学校が多いのが実情だと感じる。また、中学生への普及率が低いことから、中学生に最適な弓具の開発



与謝野町宮津市中学校組合立橋立中学校における弓道授業

が遅れている。

(5) 中学校学習指導要領における扱い
中学校学習指導要領解説・保健体育編において、弓道を含むその他の武道は、あくまでも柔道・剣道・相撲を履修した上での実施と定められており、地域的な特殊な事情がない限り、代用での履修は認められていない。

特に弓道は対人武道ではなく、的を相手とする武道である。学習指導要領には「相手の動きに応じ

て：技の攻防を」という記載が数多くあり、そもそも弓道を武道の授業として適切ではないと考える教育委員会もあるように感じる。前述の内容も含めれば、学校としては弓道の授業を選択する必要性は少ないと感じるかもしれない。

学習指導要領における根本的な取扱いについて見直しがされないと、教育委員会、学校等の理解を得られるのが難しいと指摘する加盟団体もある。



第1回全国弓道指導者研修会(平成25年)

は否めない。特に弓道部活動がない中学校では「飛び道具」の危険性が実際以上に見られる傾向があるように思われる。しかしながら、対人接触や弓具による危険性はほとんどなく、安全ルール(矢先に人がいない、矢取りに入る連絡確認等)を守れば、危険性は大きく減少し、むしろ安全性に優れている一面があることも事実である。現実として、採用校が少数ではあるが、現在実施の学校において事故や怪我は1件も報告されていない。弓道授業の安全性についてはもっとアピールすべきと考えられている。

(2) 指導者の不足

保健体育科の教員養成課程に弓道が含まれていることはごく稀であり、柔道・剣道に比べて履修機会は圧倒的に少ない。弓道経験のある保健体育科教員であっても他の種目を担当することが多く、指導者が育っていないのが現状である。

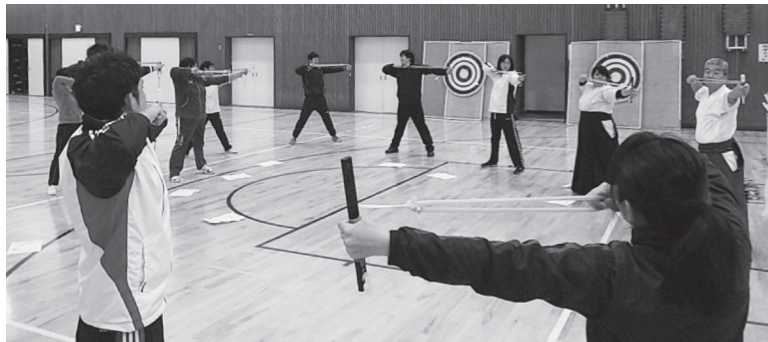
外部指導者のボランティアにも限界があり、保健体育科教員の養成は必要不可欠である。本連盟主

催の学校指導者講習会や日本武道館と共催の指導者研修会でも保健体育科教員の参加を呼びかけるが、部活動指導者の参加が多く、未経験者、とりわけ保健体育科教員の参加を促進させていく必要がある。

(3) 施設(弓道場)について

柔剣道場は多くの中学校に設置されている。保健体育科教員も過去において柔道・剣道を学び、指導経験を有していることが多い。よって、授業に導入しやすく、道具も整備されている。学校によっては弓道場がないことを理由に、はじめから弓道が選択肢に含まれていない場合もあるが、弓道場の有無は授業の可否とは直結しない。弓道場は学級単位の授業を実施するには狭く、授業に不向きであり、体育館等での実施が望まれる。さらに体育館での実施は、進捗によつて的までの距離を自由に換えられる点や、教員の目が行き届く点など、利点が多い。

しかし、授業を行うたびに的場を仮設することになり、時間の活用に配慮が必要となる。2時間続



橋立中学校では教員が弓道を体験し、弓道に対する理解を深めている

課題への解決には、やはり学習指導要領の本文に記載されるのが望ましい。そのためにも対人種目ではないことによる教育効果について文部科学省の理解を得る必要がある。柔道・剣道・相撲とその他の武道とを同列に扱うのは難しいかもしれないが、努力を続けていきたい。



橋立中学校における弓道授業

まとめ

5

生徒の武道希望調査では必ず上位になるといわれている弓道であり、潜在的な希望は多いと思われる。現在では女子中学校や少人数学校、特別支援学校などで採用の実績があり、このようなケースを紹介し、類似の事例を増やしていきたい。

そのためには、実践例紹介パンフレットは早急に作成するなど、本連盟が対応できることに全力を尽くしていく。指導者の養成のほか、これからも中央団体として文部科学省に働きかけを行うとともに、加盟団体へ各都道府県教育委員会ならびに各市区町村教育委員会や中学校に働きかけを行うよう指導していきたい。

そして、中学生が弓道を学ぶことで礼法を重んじ、相手を思いやる心を持ち、その後の生活に活かしていくことを強く望んでいる。

対策

4

(1) マイナスイメージの払拭

加盟団体を通して弓道の導入を都道府県の中学校長会や県・市町村の教育委員会に定期的に働きかける。

また、その中で弓道の教育的効果、授業の可能性について周知を図る活動を続けていく。そのためにも月刊誌での周知や宣伝、ホームページの活用など広報活動を続ける必要があると考えている。また新たな対策チームを作るなど引き続き検討をしていきたい。

特に加盟団体からの要望が多かった、授業の実践例の紹介パンフレットは早急に作成し、広報活動を助けた。

(2) 公開授業の実施と指導者の育成
文部科学省との共催や名義後援を受けた上で、全国的な中学校における弓道授業の研究発表の場を設ける。または、ブロック単位(関東地区等)の研究発表でもよい。

また、保健体育科教員を積極的に講習会に招き、加盟団体での講習会実施へ助成を行うなど、指導者育成事業を進める。

(3) 体育館・武道場での実施

実践例紹介のパンフレット等で弓道場の有無に関わらない授業のモデルケースを紹介する。

具体的な事例を基に「本校でも実施したい」「本校でも実施できる」と学校長、体育科主任等に理解される努力が必要と思われる。

(4) 用具の補助、開発

全日本弓道連盟の取組でも述べたとおり、現在、本連盟で授業用弓道具一式を寄贈している。実施校17校のうち12校は本連盟の寄贈校であり、寄贈した弓道具が活用されていることが確認できた。この制度をさらに広く紹介するとともに、活用する実施校を増加させていきたい。

中学生用弓具については弓道具協会など製作者とも連携し、安価で使用が容易な弓具の開発を検討していきたい。

(5) 文部科学省、教育委員会への働きかけ

快適で安全な都市空間の創造をめざす …東洋実業グループ

- ビルディング・トータル・マネジメント
- 清掃等建築物の環境衛生管理
- 空調、電気、水系統等諸設備の運用、管理
- 警備、保安、駐車場管理
- 原子力セキュリティ及び施設メンテナンス
- 工場、ダム等のセキュリティ
- 案内、受付他料金徴集業務
- 公園等のグリーンメンテナンス
- ビルメンテナンス用ソフトの開発販売
- バイオ研究開発
- その他建築物の運用、管理に係る一切の業務



株式会社 東洋実業

代表取締役 横田 正弘

札幌本社/札幌市中央区北六条西22丁目250番14東実ビル TEL(011)612-1911(代)
 東京本社/東京都新宿区西新宿1丁目26番2号新宿野村ビル TEL(03)3345-0531
 営業所/函館・室蘭・苫小牧・千歳・恵庭・小樽・余市・岩内・石狩・岩見沢・旭川
 士別・富良野・占冠・帯広・北見・釧路・日高・遠別・深川・埼玉
 海外事業/株式会社東洋実業マレーシア/東洋実業シンガポール PTE. LTD./東洋
 セキュリティ&ビルディング・マネジメント(香港) LTD./